

— 「働き方改革」をお手伝いします—

『労働時間相談・支援班』が『個別訪問』 (無料)により相談・支援を行います。

平成30年7月6日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、労働基準法等が改正されました。

これにより、平成31年4月1日以降は「有給休暇の年5日以上の取得義務」等が、令和2年4月1日以降は「時間外労働の上限規制」等が適用となりました。

有給休暇を1年に5日も取得させるために
どうすればいいだろうか？

残業時間を減らすために参考となる
事例はないだろうか？

36協定はどう変わったの？

みなさん、このようにお悩みではないですか？

専門の「労働時間相談・支援班」が個別に事業場を訪問して、以下のような事項についてご説明するとともに、お悩みに沿った解決策をご提案します。

(※ ご相談等の費用は一切かかりません。また、通常の監督指導ではありませんので帳簿等を提示していただく必要はありません。)

- ① 労働基準法などの改正内容に関すること
- ② 時間外・休日労働協定を含む労働時間制度全般に関すること
〔 36協定届の作成ポイント、特別条項付き36協定
割増賃金の計算方法、労働時間の適正な把握方法 等 〕
- ③ 変形労働時間制の導入など労働時間設定改善に関すること
〔 1か月単位・1年単位の変形労働時間制の要件
フレックスタイム制、事業場外みなし労働時間制の内容 等 〕
- ④ 長時間労働の削減の参考事例に関すること
- ⑤ 時間外労働等改善助成金に関すること



◆ 個別訪問のお申込み・お問合せ先

諫早労働基準監督署 「労働時間相談・支援班」

〒854-0081 諫早市栄田町47-37

TEL 0957-26-3310 Fax 0957-26-3356 (Fax申込の際は裏面をご利用ください)

電話受付時間：8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

(裏面)

F A X 送信票

— 「働き方改革」をお手伝いします—

「訪問支援申込書」

諫早労働基準監督署

「労働時間相談・支援班」 あて

Fax 0957-26-3356

令和 年 月 日

事業場名

事業場所在地

電話番号

担当者職氏名

訪問希望日

① 令和 年 月 日 午前・午後

② 令和 年 月 日 午前・午後

③ 令和 年 月 日 午前・午後

質問事項
